

乙部町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

乙部町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・ 3 頁
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 4 頁

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

- 教育職員の業務が長時間に及ぶ状況や心身の負担の増大といった課題は依然として見られ、全国的な教員不足の状況も相まって、学校現場を取り巻く環境は厳しさを増しています。教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、令和7年(2025年)6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられました。
- 本町教育委員会では、教育職員の業務量を適切に管理し、健康の確保に向けた措置を計画的に講ずることにより、教育職員が心身ともに良好な状態で勤務し、専門性を高めながら教育活動に専念できる環境づくりを進めます。本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的とします。

## 2. 目 標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとします。
  - ・ 教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とします。

また、全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目標として取り組み、更に国が目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間平均30時間程度」の実現を目指します。
  - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。

【R6：14日】
  - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減少させます。

【R6：1人】
  - ・ ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事である」との回答者の割合を50%まで上昇させます。【R6：42.6%】
  - ・ 教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

## 3. 計画の期間

- 令和8年度から令和11年度までの4年間  
ただし、毎年度の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 業務の適正化の推進に当たっては、教育委員会、学校がそれぞれ役割を果たしながら取組を進めます。

##### (1) 教育委員会の役割

教育委員会は、働き方改革を進めるため下記の取組を主体的に実施します。

- ① 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・ 学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる充実を図り、学校への応援及び支援を推進します。
- ② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・ 道教委が実施している「スクールロイヤー制度」を活用するほか、教育委員会等の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。
- ③ 調査・統計等への回答
  - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
  - ・ 学校に発出する調査等を精査し、縮減に努めます。
  - ・ 各種団体等からの学校の行事への参加や作品の応募依頼等について、学校現場の負担解消のため、各種団体等の理解促進を図ります。
- ④ 部活動
  - ・ 令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を目指します。
- ⑤ 授業準備、学習評価や成績処理
  - ・ 校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備等に係る事務負担の軽減を目指します。
- ⑥ 学校行事の準備・運営
  - ・ 各学校に対し、文部科学省や道教委が提示する好事例なども参考にするなど、学校行事の精選や内容の見直しを推進するよう促します。
- ⑦ 支援体制
  - ・ ICT支援員等の外部人材を活用し、教職員の支援を行います。
  - ・ 教育委員会による学校への指導・支援体制の強化を図ります。

## (2) 学校の役割

教育職員の時間外勤務の縮減に向け、校長をはじめとする管理職による校務マネジメントを強化し、教育職員の業務の見直しを促進するとともに健康状態の把握・管理に努めます。

- ・ 教育課程及び日課の工夫及び教育活動の内容や時数の適正化を図り、児童・生徒、教職員の負担軽減を図ります。
- ・ 日常や長期休業中の休暇について、計画的に取得できるような勤務環境を整えます。
- ・ 夏季、冬季休業期間の数日間の学校閉庁日を設定し、教職員が休暇を取得しやすい環境づくりを促進します。
- ・ 学校運営協議会によるコミュニティースクールの良さを生かし、地域との協働活動を促進します。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。
- 学校における働き方改革の推進に当たっては、以下の事項に留意します。
  - ・ 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務すること

を推奨する趣旨ではないことに留意します。この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものです。

- ・ 町教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することのみを求めるものではありません。
- ・ 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。

なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ます。

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。
- ・ 町教育委員会及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めます。